住所　大阪府豊中市箕輪３丁目４番27―1001号
劉東　昭和57年８月28日生
住所　埼玉県川口市芝新町３番26―203号
張永剛　昭和50年11月19日生
住所　東京都中野区弥生町１丁目５番11―503号
鄭峰　昭和53年６月20日生
住所　東京都府中市本宿町１丁目20番地５
彭晋　昭和57年12月22日生
住所　東京都練馬区中村南１丁目31番17―106号
金英道　平成元年７月18日生
住所　東京都豊島区西池袋５丁目17番17号
劉暢　昭和58年４月23日生
住所　三重県伊賀市小田町678番地４
袁清珠　昭和39年５月12日生
住所　東京都杉並区上荻２丁目31番12―405号
王艶麗　昭和47年８月29日生
住所　東京都墨田区両国１丁目２番５―502号
袁藤　平成15年３月21日生
住所　東京都板橋区小豆沢２丁目８番１―1001号
遅偉傑　昭和56年９月21日生
住所　東京都杉並区上荻２丁目31番12―405号
リム・スウン・キョー　昭和47年10月２日生
ヘイン・アウン・ゾー　昭和41年１月３日生
チョー・ゼイ・ヤ　平成21年２月13日生
住所　埼玉県新座市野火止７丁目16番11―305号
エムデ・モイヌル・イスラム　昭和54年４月５日生
タバッスム・アフメード　昭和58年８月22日生
ライアン・タハミド　平成22年４月12日生
住所　千葉県市川市曽谷１丁目24番５号
曲遠征　昭和45年３月４日生
住所　浜松市西区入野町1900番地11
モハメド・カリール・ラーマン　昭和48年11月10日生
ツルハン・ラーマン　平成22年７月31日生
住所　沖縄県浦添市勢理客２丁目24番１号
金松華　昭和50年１月７日生
住所　滋賀県彦根市清崎町843番地
呂洪梅　昭和53年12月23日生
住所　千葉県船橋市海神３丁目30番４―602号
宋瀟穎　平成２年11月29日生

○外務省告示第百九十三号

平成二十四年五月四日にラバトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

平成二十四年六月四日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百七億九千万円（一〇、七九〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、下水道整備計画(Ⅲ)(以下「計画」という。)を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、国営電力・水道公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、モロッコ王国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、借入人が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　モロッコ王国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　モロッコ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモロッコ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、モロッコ王国において施行されている関係法令の範囲内で、作業の遂行のためモロッコ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　モロッコ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモロッコ王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

9　モロッコ王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(2)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモロッコ王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(3)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　モロッコ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(1)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(2)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月四日にラバトで

日本国外務大臣　玄葉光一郎

モロッコ王国

経済・財政大臣　ニザール・バラカ閣下

（モロッコ側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年五月四日にラバトで

モロッコ王国

経済・財政大臣　ニザール・バラカ

日本国外務大臣　玄葉光一郎閣下

○外務省告示第百九十四号

ブルネイ・ダルサラーム国政府は、「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」の加入書を平成二十四年四月二十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年七月二十四日にブルネイ・ダルサラーム国について効力を生ずる。

（平成二十四年四月二十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年六月四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百九十五号

ブルネイ・ダルサラーム国政府は、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」の加入書を平成二十四年四月二十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年七月二十四日にブルネイ・ダルサラーム国について効力を生ずる。

（平成二十四年四月二十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年六月四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百九十六号

フィリピン共和国政府は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」の加入書を平成二十四年四月二十五日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年七月二十五日にフィリピン共和国について効力を生ずる。

（平成二十四年四月二十五日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年六月四日

外務大臣　玄葉光一郎